

6 退職手当と税金

退職手当についても所得税や住民税が課税されます。しかし、退職手当は長年の功労に対して支払われるものであり、これからのお後の生活を維持していくための重要な原資であることから、次の（1）、（2）の税法上特別な優遇措置がとられています。

（1）分離課税方式

所得税は基本的には総合課税方式ですが、退職手当を全体の収入と合算して課税されると大変な税額になってしまいます。そこで退職手当については、退職所得として、特別に分離して課税することになっています。また、住民税は通常の場合、その年の所得に対して翌年課税されますが、退職手当にかかる住民税は現年課税といって、退職手当を受け取ったとき、退職手当から差し引いて、その年に納める仕組みになっています。

（2）特別控除制度

退職手当では、勤続年数に応じた特別控除制度を設け、退職手当から退職所得控除額を差し引いた残額の1／2を課税退職所得額としています。

退職所得控除額は勤続年数に応じ、次のように計算します。

勤続年数が20年以下の場合

$$\text{退職所得控除額} = 40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

勤続年数が20年超の場合

$$\text{退職所得控除額} = 800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

（3）住民税の一括徴収

退職手当にかかる住民税は源泉徴収されていますが、毎月、給与から月割りで徴収（特別徴収）していた住民税については、退職により給与から徴収することができなくなります。よって、徴収することができなくなった4月分、5月分の住民税については、退職手当から一括して徴収することとなります。

退職所得は、分離課税であるため、特に確定申告の必要はありません。

しかし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合は、支給額に対して一律20.42%という高率の所得税がかかりますので、あらためて自分で確定申告をして還付を受けなければならないことになります。

また、退職後に再就職していない場合には、確定申告を行うことにより、給与所得で控除しきれなかった分について、退職所得の源泉徴収から所得税の還付を受けられることもありますので、税務署等で確認してください。

7 お問い合わせ

本人確認ができないため、電話による退職手当支給額のお問い合わせには、応じられません。ご了承願います。なお、給与事務担当者に退職手当試算ソフトを提供していますので、給与事務担当者に試算をしてもらうことができます。